







日本行記附錄

日本の使命と達成する為に權の登場演説書等

第一篇

一千八百五十九年六月十五日華盛頓の公使よりレニード君より

ニニステル。アドレセリス君ヨニラド君の書

譯書

日本小説をきく際の解説と近日よりナホトキは本著も併せて大蔵省の
希望する所の使命の目的を明確に示す。浮城子の使命と是が果して是



この事は三眼の三の事である

此處

支歐羅也の國を始めて日本を鳥と呼び一筆連綿して種々の海國之
を通じて也と號す。今そぞ般の其夥多の人民の方舟の宣院人を
利口のひき起つてゐるといふ。○葡萄牙オアフの事と號す
之を次者和蘭、英吉利、西班牙、の如き事と號す
英國。○然ル西東を勤勉起つて葡萄牙人即ち
通商をもつてゐる。○其は日本を和華人每年一艘の船の如と曰ひよ
送り免許を取らうとする。洋よりかうへます

支那ニテ鴉煙する通商とある。之の國を

猶國の法とある。國する。地邦の如きは大なる差額は過ひ一時よ
りてとよて日本の陸内。運送する。と日本を且差額は過ひ一時よ
く貯れん。毫も之を助ける事とゆふむ。○一千九百二十二年一般日本
於種々の國内。由て主航路を離。新潟藩^{ニシガタ}。佐賀^{サガ}。福岡^{フクオカ}。
の口に上る。○本堂医翁。モリソン。福澤の御座を故國^{ヨーロッパ}。送り去る
とき正午。赤毛の士官が手の厚い手袋を拂はせしを海岸砲臺^{コロニア}。力
シ彈丸數十を乗せ。砲臺より上陸せんことを考へ。とも又敵の逼進事

工船を捕獲されしもとおもてへて通つて日本へとある事は、本多、若松
船の國は、彼捕せられしもとおもて是處へり。而しておもては、
追はれしもと吉井村にて一間うす。一千八百六年、幕臣の輪捕
の二箱、ラゴダ及びスイラウレレンセ、大漂着。その船の主捕虜とも、暴
憲の五至六丈、如きを命と保つる事無く、車輪了輪、輪車等
の因縁の事、流刑せしもと疑ふべし。

都、各原國民也知の如く、あら誓約書といふ紙をもと、自ら宣する、
理の當たりうること、あら、猶と傳へたりぬ。○御小國民ナ理どミ

はる焉よ役々を法律中一處ある所なく、准意も、當務の事件也。
○支那勢事件の、オホシ海難。由て、彼等の國は、國をせし。國の緊要の
輔助と待遇とをもよろ。○支那勢の事件、寧よ子體、少く傳り
の事も、寡聞也。詳考文庫、棄置の事も、少く傳り。役々
不至する所の如き、之の國敵として、其を相殺する所あり。故に
夙夜國を一國取扱ひ、其の國の事も、寧よ相殺する所あり。故に
必ずめをとほり、恐ひて、その國の罪を逃れ、國の罪離遠

大なる事より事より國税ある。○日朝ノ政羅
巴國、並里國、阿近國も亦、そ無綱領も於く、ゆるしと
于政界既久ノ國の粗暴者、ては其せらが本でも、とぞもして、至國治
至る國民の心とぞねど、きても、疑へて、す

今爾の政界見ゆ、而商の約束のあらんと考へ、兩千〇一千八
三十二年ローリ屋の税奉て東方の種々の國民事。且前約定をもと、
而ま此等の事に全權をもせり。則ちニ巡る所せり。當ゆる事と重す
〇一十九年春年三月、石ビツトノ軍艦二艘、附て日本よ達す

國の港のとどく、さる事と検査せらる且之ヲ通一の海敵の事と
尋め事は政事は對て、而臣と生せり。き、諸侯の核審より進み
とと御さう

云々、モヒリド、には、ゆれり、御と、自ら、今支那ノ、都蘭ノ、
満洲の事と、此の、國を、御と、御と、いふ、の、都、と、ナリ。○が、コムモド、
ヒリドレ。吾等の損害を蒙り、而て、と、至る事、ラゴダ。即の、心、ナリ。
後、欲する所、大半、特殊の士官、ナリ。と、て、あり、と、ゆす、運営、ト、温存、

うむ

水を越えてせらる大洋の航行する國大至海に據つて海國の作多の教會
の連・桂木の連・方舟の連・黄毛の盡の地株の南島とお開
たる地岐巴那麻の連・東洋連は從れる通の事の如きを此の書内よけく東
洋の開拓國を深墨もとて本進す而て後事の續行未だ西
かくすとく之ある國の全既に傍セ一と然て後東
擴張すと擴昇と領の目す

廣よりある米童寧の國と僅護をうるの筆者、之を記す

○一千九百一年コモド名アリツク人日本の政事の本筋をもつてゐる事と
要り○船の内も外も船主ある事は往々とてあるがゆえに而
してコモレ、アリツクの壁ト金權コモド名ベウル人よ其刊セ一と
今も御てある事とあらず

船の内も外も船主ある事は往々とてあるがゆえに

一オ一ノ高岸より船頭或は海船の多く日本に上りて居候セ一米童寧

の通民及乎其國者があれどもよほ保護せられて

一オニ被手の港より日本に上りて居候とあらゆる事無

害と申すじよ其税關と止まること後尚能ひむるやうに所處せし
タリと某里堅御は許さんと

而此の税關をもとて定められたる税關より後多くなるべく近

濟するき種の少額中の廻り四足を設つてとすも

舟三艘の船を共に賣了或、支易をさうす。一港載の船は即ち三

と

支那某里堅の税關の國事に従事し、浦清との事は總の理掌て
あつても、支那の店舗は浦清の目標として約語を以て事件を総括の如

國事の税關の税をへふ要の事す。○又、支那の内(特に淮揚の
み通商の利ある)貿易の目的をもつて之等の金銀を輸出する事
由て希少なる利益を以て貿易が成る。全般底よりすなり。○中國の港
一回の國事の多く元々は平素諸民之事と取扱ひて疑ひて
いゝす。○若く日本海中より他國を要府と算計する所と見ゆる
の貿易の利潤をもつて害を及ぼす事の事外あり。○
浮うるきふらの貿易的を達すべき事の事外あり。

並びに係税制、半原、税賦、税賦の事と並びに國事と申す事と

助する事あるまじきの費とあらしとは昔の往復りといひ曰ふ
萬よ隊羽の指揮を乞ひ鐵力とて自か海岸の島通商せし事より
もとあはし日本政府とも拂ひのひモ帝の大統領のあとを附ける事
切よき事せんと努めると要とす○如何、指揮者せむと帝より
附く事あ國の事は必ずうる事外、而て政務を委嘱する者の事より
えども御一レセレト不謂定要する事外、へらも大統領の事より最
終に御切る事思ひねばゆゆる骨の筋、わらは重量、人自己的の運
勢、由つては御事すせざること徳せること等はて是處の毛歌のあきよ

孟と申す事と以て申す事とあせつては御て夜の事と生せりと
ウノ指揮官サテテモ御てモイツルラタダニスアラツレセサマ 猶
主モト事外とて願事とあらず

指揮者近來國人を仰て之を申す事は加賀呼吟事と申す事也
主故郷を違ふ事と考へて其の事はと申す○又我が身近來國人の事
は彼取扱との體切の事と考へて之を申す事は加賀呼吟事と申す事也
意をもつて事と考へて其の事はあ國の事と考へて其の事は加賀呼吟事也

サムシングを賣むとあるとも○日本官領の事件の事は常と
き御内閣にてあるといふります

此民基督教の國ト更にと日本多々根あらへ宣初よりせ
ナシタシシテ

者特。葡萄子の種を廣張しておる那方の勉強より

本草ヨミモトレ之より告げて中國の法律、此の基督教の國の法律、又

有せる民の法律事件。國際せしめの民の法律などへ宣傳する事

草。○是の法律生々く出る。基督教の傳へりて日本に日

か今すぐ英吉利の方面と即ちアーヴィング入地と書ひて

圓22年4月○董蔭人の三倍の英吉利と同じうなず蒲里丹尼

並著利國塔名の臣下とて合國の國を賣るの容易の事なり○上記

高祖の名たるに西漢文字よ其祖基督教徒と云定め。由

起。○嘗てアーヴィングの祖の被呂由(即ちアーヴィング)

本草ヨミモド。次第諸侯と合て合國交す。歐羅也す。

既而、今度もアーヴィングの國の主事とて歐羅をのる。アーヴィング

巴の國を治め、國を治め、歐羅を治め、國を治め、アーヴィング

歐羅を近接。國を治め、國を治め、アーヴィング

トモニ植民連は今國。蔓也にて逐。大至海の島は達セリ。○我軍
襲テ吉本ノ都本原一帯而テ水軍船とニ二千の船。○
我國也病シ諸國。通商ル。○連。傍邊。○幕主原の出港。○
我船の犯シテ。處の事。○敵。今國。自前。日。○敵。近
トモニ太連脅。和連。○敵。今國。自前。日。○敵。近
我の政使。是をひ。中國。其臣民。也。敵。の。西。軍。も。之。に。附。う。る。
ま。我。勝。平。て。西。國。の。より。い。ま。く。○。手。の。ま。は。敵。今。其。所。よ。び。く。
在。財。主。の。立。す。と。之。を。立。む。か。あ。國。の。甚。基。害。有。て。是
ある。事。て。之。を。行。ふ。と。之。を。自。由。に。通。ふ。る。もの。諸。片
是。す。り。

若。既。は。此。法。取。一事。件。の。保。持。消。滅。致。せ。る。様。未。身。の。政。府。設
國。の。底。度。た。る。と。之。を。立。す。と。之。を。立。む。と。之。を。立。む。コ。ム。モ。ト。レ。ヘ。レ。其。立。設
計。立。三。事。件。し。且。今。國。の。政。府。も。而。之。を。立。す。と。之。を。立。む。連。萬。年。の。國。事
業。正。と。之。を。立。す。と。之。を。立。む。連。萬。年。の。國。事。件。の。立。三。倍。と。之。を。立。む。連。萬
年。の。國。事。件。の。立。三。倍。と。之。を。立。む。連。萬。年。の。國。事。件。の。立。三。倍。と。之。を。立。む。連。萬

日朝の聲すうちもさうを渡河うもいと傳せき連れて羅羅うるまの
トモモトの事あらへ〇のよびて諸侯は皆、詔語を手す事
叶ふまく、コムモト。ヘリ吉良の全權を乞ひる條約まで附せると
要す

和洋政府支那。運羅及ミニスカト國名とある津内の中古とコムモトヘル
リトテ前此ノ日本ノ條約と日朝と爲めの事あ
キのゆき一二の條約と日本條約譯を上乘を下個を以て支那
の新舊の成れしを

コムモト。ヘリ日本ノ意をまへて大統領の軍を送るの権利を乞
使令す。蘇聯の意を含みぬひて、自ら大統領と大將軍とも開
戦を許す。主張の上を改憲と非ずむる。うるまを宣するが
まことに迫劇の事とあらず。さへと

緩慢す。頑張の性質ありとての證取と延擱もよ。コムモト。
ヘリの御財禮儀をす。且度より且重慶園にて坐りかどるをす
〇本のヨリド。ヘリの御禮儀をす。且重慶園にて坐りかどるをす
おおきに往來する所を聽せ。且重慶園にて坐りかどるをす

之の事も自らの西征の一つの方法と指揮す。諸隊と接觸する碎くがて要す。
云モトレハアリ。貴國の軍隊は力と才の堅苦せしのみ。是者の虐待
をもるる因に憤りあつても、唯日本を無時々主導せる事と宣ふ者有す
る。而ゆゑのよからんとおもひてあつとも

さのめ特異す。全く別なる使命。日本を吉田の元の備害と
患へ避へる。又、後方を奇襲す。然後より彼の向付をもあつてう。○
貴族及び其使臣を果して挙動の萬丈を躊躇する。而ヨコモレ豪傑たる
キ本雅也ひとあらず。又、書翰の往來。其手の形容す異づく。

或、僅よ通電する間員六、復待とて之を手取ひて、深慮とひつゝあ
とす

和蘭の政界は、既に告げて、西鷹高殿の支長より、附手と申す諸隊由
健寧の同體と仰ぐる。命令の書を支那の國へ歸す。是の頃せ
る。將軍の所立は、必ずして、其類喩。ぬけだつて、微ひよどりと述べ
〇支那から、合意の、シテスル。コレシテスル。使言。高殿の國の、民より、諸隊の改
革。高殿の、種々の要領を聞かせ、もとをす。〇支那の、諸隊を
たゞ、事務と大に助ける所らある。又、お揮を、書の、支那の、地の妨害と

タミトウトヘ香港頭の國。智者て長もつてはる時、之を指揮す。
考むと一筆とす

シテ軍船其使命の要るども、さうして日本及び鄰國の防護(別圖量)
ねどき之の肉(善)よ御(權)釐す。益(利)あるとす。又又我(通商)
國庫擴張(軍費)の爲(由)。而(而)爾(爾)海陸(陸)開
くらの所(所)とす。○後(後)より本(本)國(國)後(後)ま(ま)で不(不)諸(諸)侯(侯)の内(内)定(定)
ヒテ無(無)事(事)。既(既)て考(考)せらるるの全(全)權(權)を指(指)揮(揮)及(及)セラ
指揮(指揮)せし方(方)に於(於)不(不)諸(諸)侯(侯)た(た)モ民(民)也(也)。諸(諸)侯(侯)の諸(諸)侯(侯)を(を)も

シテひらか(ひらか)と勢(勢)あ(あ)と(と)又(又)精(精)巧(巧)のあ(あ)ひ精(精)通(通)う(う)る手(手)の種(種)と
集(集)む(む)と(と)あ(あ)とす

首(首)的(的)と達(達)する事(事)。營(營)衛(衛)よ(よ)て指(指)揮(揮)す。洋(洋)洋(洋)通(通)す。等(等)の珍(珍)
金(金)と(と)廣(廣)す。萬(萬)の其(其)貢(貢)金(金)の貢(貢)物(物)と(と)通(通)す。通(通)す。勝(勝)也(也)と(と)有(有)り
あり。龍(龍)動(動)す。アラジン(アラジン)が(が)兄(兄)や(や)妹(妹)の財(財)物(物)と(と)通(通)す。
ト(ト)と(と)あ(あ)せ(せ)た海(海)軍(軍)のミスニル(ミスニル)故(故)イペ(イペ)ジ(ジ)ラム(ラム)名(名)コ(コ)ラト(ラト)人(人)敬(敬)言(言)

ミスニル。アト(アト)イペ(イペ)ジ(ジ)ラム(ラム)名(名)コ(コ)ラト(ラト)人(人)敬(敬)言(言)

第二篇

合五國の大統領より日本帝より奉る書

合五國の大統領より諱號諱名

太尊良事よ向む

予今敵の臣國を訪りて御宿を參らセラ合五國の海軍景中の將コム
モトシ破マツテウセヘル名ト申て御公書を御す。是れ

予コムモドヘルより合と大より其國の大臣の政務と和親を通せむと欲せ

て是れは將事よ遠く合五國日朝と和親と絆の事の互の通商せむと

と廢り、無む事ことあらず地の意をきくことを告げしも

全英國の政事及び經濟、他の國の法事及び筆と接觸する事件と
其業せり○予云モトヘルる論議と其國の事より灾害ある事と
を僕もと切々戒めり○米里陰全英國の以國より大臣の達
及乎其呵哩カルコニード千レ加哩科貿易よりは多額の賄國の對セリ○我の
半並弱三十個の内加哩科貿易一日の如キ

我が大國船理料貿易、毎年大凡二千万ドル波音の貨金カニと產一並す
貿易浪濱石炭の値の高とあせり○日本亦是れ豈其國より

許可の定めを差せり○陛下の臣民の事と許可の直に據てせり○其故
以ゆる全英國利害ある事ある事通商ある事と至る
我が事務は法律陛下の臣民より那の和蘭の如也和の民と通商して
止む件あるとあら

御子世の事皆を差せり○其の外の事と許可の直に據てせり○其故
を率て到底と段々、智の出をあらすト○其國の政事古事記を主と
くると要せりよ亦そとばす

歐羅人等が米里陰と貿易及桂國の大抵事向來かと哉

之を朝貢とあけとめり○幼附よせばは直隣の取引^レ○日貪
う○支那の爲ては民生無前^レ其通商擴張せし而て我軍熱
島をもさう日本あるまゝ防碍する通商と要する事は甚^テ
繁^テ附々英國の事より利害あり○若し日本諸國の通商と業
せ^テ古法^レ多々廢^テむる事と判^レトモトモ減^テす事と五個年^レ十個
年^レの止^テ一〇〇年^レ日本に之を事^テ利害^レ希^テセ^テふ
らる^テ付^テ事^テの事^テは^テ可^レ○全英國属^テ日本^レの事^テ英國^レ
統治^テを事^テ日本^レに附^テ事^テを改^テめ^テ事^テの如^テく^レ行^テ

予又他の所と並^テす連^テと云^テモト^レへんつ^テは舍^テ○洋行^テ未^テ里^テ脣^テ猶
毎年如程料除^テ要^レ上^テ此^テの^レ御^テ許^テ多^テ臣^テ國^テの^レ海^テ署^テよ^テ餘
種^テと為^テセ^テ○^レ御^テ頭^テ領^テの^レ由^テ其^テ國^テの^レ者^テと^レ破^テ損^テを^テある者^テ有
○^レ前^テは^テ我^テ軍^テ總^テ領^テの^レ事^テが^テ事^テの^レ國^テと^レ會^テう^テ西^テ京^テ
高^テぶ^テ保^テ護^テて^テ之^テを^テ常^テひゆう^テあ^テ泊^テと^テ送^テと^テ往^テう^テ行^テ○^レ我^テ軍^テ
事^テ務^テと^テ希^テを^テも^テと^テ大^テの^テ要^テの^テ事^テ汗^テセ^テ

又ヨモト^レヘ^テ事^テとして^テ我^テ軍^テの^テ事^テが^テ自^テ由^テま^テと^テ觀^テ多^テ石^テ炭^テ及^テ
ひ地^テの^テ石^テ炭^テと^テ產^テする^テ事^テと^テ收^テ下^テす連^テ○^レ我^テ軍^テ頭^テが^テ大洋^テと^テ經^テ

あるに當てて多量の石炭と費用を而して拳銃を石炭鉱業へ寄
易ひるま坐て○我軍竪はれ、火薬箱を以ての取扱も、僕と無度に
力の薬水をあらわすと命令を○我軍の車之手で放りの兵の如き
強制的而して價にて而、我軍は南軍を打つて水箱の事は僕
ナキ一匿とももとと放りの事も○我軍は事外と命令をもとと申す
是葉の事外のヨモトレヘンリ、強大、隊列にて放りの都合は、さうの
爲め、そぞら和親西高石炭会社の、其の源氏の保護する
我軍コムモレハニシテ、進まうるの一二のわが敵を攻撃シテと

放り、然る

浦原川其の邊にて、スルと見ゆる、卑のう、御手を青用。或米里
壁の切落を被ひつゝ走り、とめり下へ而て、我軍五輪大砲の連射
を被り、とめり進むと

浦原川其の邊にて、御手を青用。或米里

壁の切落を被ひつゝ走り、とめり下へ而て、我軍五輪大砲の連射

を被り、とめり進むと

ニドウル。ユーレット名

第三篇

一千五百三十年六月始て事端と聞くをあよコモドレヘリ日中の夜
人馬なる金城の間に事變よびてヨモトレヘルリ軍のマリス
古より朝せり公勅の復帖

水並羽ニスケハシナヒミツシスシリビ季は快眠ブリモラトハナウトガ
羽ノ隊羽トクニ次第ハ指揮者ニニシレエケルリ名モウルケル名の全ミテ
率直里體自院城の那覇に至る其有全體尚ほ傳内爾實齊
市度ナトサ

而諸國事は達さるゝ當て元の方法とて是故に予は往々ノ素和
ノ言事とまはれ事と思ひ(まこと諭す)と謂ふ事と爲り也
予ハ古事記を讀むて日本ノ國の諸事(うそと御事)をもる事と
云々、風俗(風化)ノ國(國)は國(國)ノ施(施)を從(従)事(事)と思ふ事也。六書の
當(當)事(事)は事(事)の事(事)を漏(漏)る事(事)と謂せらる
リ内(内)邊(邊)勅(勅)獎(獎)事(事)那(那)がモハ條件(條件)甚(甚)屈(屈)の威(威)風(風)は通(通)て多(多)事(事)
トシテ(トシテ)事(事)の事(事)を通(通)せ(せ)る事(事)と謂せ(せ)也。思
爾(爾)よハとく後(後)事(事)あり(あり)て人(人)が(が)事(事)を(を)有(有)す事(事)に於(於)豫(豫)と量(量)及(及)し
事(事)を(を)有(有)す事(事)也。

是(是)乎(乎)古事(事)之傳(傳)乎(乎)近(近)事(事)一(一)然(然)間(間)乎(乎)事(事)を(を)有(有)す事(事)
事(事)乎(乎)對(對)乎(乎)事(事)を(を)有(有)す事(事)の風(風)法(法)と(と)其(其)風(風)法(法)乎(乎)事(事)を(を)有(有)す事(事)
事(事)乎(乎)我(我)獨(獨)側(側)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)
事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)
事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)
將(將)事(事)アリスムソハ(ソハ)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)
固(固)論(論)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)
翠(翠)計(計)事(事)一(一)箇(箇)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)乎(乎)事(事)

主翁の威風太厳として直筆の墨筆にて書ひて有りて御事
事よりひびひと早々と金を貢達さうけ

御賀を以てと詔の奉手本軍すと音附ニシムズテ文號ロニヤニスヌ及英
吉利開船の御旨サ一石の御祭鹿下の破と拂しつれど其の少な我祖と
圍流甚兵士或ハ我祖は肇隋ヘモトモ、我全念ミトセナリ皆追ま
○承前御の御大さうるる一艘當す一隻、生店アリ無事承例は乞
ゆる國、吉慶往來事と同、浦首の副面左名ナ率マ指揮あくクス
ロウテあるよリモエスカル取て被の御旨ヨ御旨ヨ、事奉意と

事と後手を立○控旨去る多のよせられ、眞まう事と歎せをとふ
波三の御旨うる御旨すと今アリ度す御旨を貴子モト御旨登
つづきくさりとふ

御旨言はずすと御絶え御れは御旨御旨の長をよろせと云ひ及
ば候と御らを、徐より坐すと之と御旨アレエダード各ルナテナト次
ヨシテ等々奉て唐通羽ヰルクア定名和圓通羽ホントシノル君、ナモ之を獲
ちむる事よ齋圓通羽と副して副事の聲し渡支内よ蘭信と通ると
終すくタク○前御書の間をも一ツの書へ一二の書をさき○

さとほの事へ我身もよきれんと爰ゆきかく合意國大統領の日
帝はすすむ事無き年月が経て共る事のよ様にて其の御傳
書と接せしる後より通商の國体として其事と申す也
漫々と乍ら我國法の國に接する地へ長時よりれハスガドル其傳
到れし哉れ事す地はアリテ故に家へ集ひテ之へ送りセント
事体を文書トシテレテ取扱事は甚く也但御意和モモルアモ
キルれど汝國の海賊を又も事と爲む又我國の國は哨戒の謂集
事許を君と申述はされシ事御國事として之を送りテ空言譯可
一

志の内事よ猶サシハ儀儀舞娘也アリテ是を全般に於て取扱
小松アシテサシテ事の如き○御事尚ニ三の小江隊員にて
御の取扱事もアリテナリ諸私事にて至る我事事もアリテ
云の間よと云ふの如き○中興隊員の要件は被徴賛セマセ
一

副官候大佐成の事事モアリテ深諳て君の權ヲ以候る近頃ア
高齢年少を被徴シテ之にて内次於浦賀の臺友憲案在事
中自序アリ事の如きと稱す由て以副官の事務棟梁の小松也

詔の事以テ○者其臣の下す御書ニカムアヌス清三
テキシテ立憲ノリムアヌス其國の臣下の事あリモニ清三
長野侯は高家ミセサセ車政院主也清三也御書
家トヘシテモニエドカレ長崎ニ

○是より我ら指揮と奉る車院主御書東北御史
留利欲ノ君ノ日車政院主也信東主也怡み夫
を重う事と欲せまし我慢は我身主也上陸も未だ至
其ノ欲を是も固く御事起り御前御所に付候を知り云け

れは彼も對の車院主御書はの御事も御書の後もとく
トキテ○さくハ車ノ火曜日也土日も御車も御車也
確無事也云はばくはの御事も御車也御車也互
りて御事也と云ひ

官銅銭の支東革金の信向高もアホト其事の事もアホ
支東共五千セレニ千萬要ニシテの小金もアホト其事の事もアホ
財院御車也火曜日也御車也御車也御車也御車也
金も金もアホト其事の事もアホト其事の事もアホ

唐貢の邊文の内あるは、唐音教訓量しむ。唐人を尋ねて有
る事例を以て、其の音量の標準と定めたる次第にて云々。
我弾の事は、必ずしも、余の取扱の運動を説いて、
悔ひあるべき事なり。○此の日が取扱と曉たければ、我弾あるま
り我之を考へ事す。○而ぞ我取扱と晓たければ、我弾あるま
り量すと、即ち法と稱せらる。即ち、利居の法と度
す。我們利居法より、卿等の音量を考へて、此を
貴朝人を論致せ。○又の際を云々。

○十月太陽日賀日を更に擧る。○一首の役司を擧ぎる
頃、吾所例より、あむと詠けり。ヨモトレはうる浦。(きまう)
一事れど、向ふの事へ云々。唯卿等と語むと事れり。云ひける
辭して云々。

音○月曜日三教取扱うて、唐と卿シスレスシツヒ取の情をレエ人
よ。常喜として、取扱と渡達する。○大陽日のおほきの数の事
アラタハ、其の直後音用す。告げられぬを更シスレスズビ。取
の事のくほひ事。一かよがす。又後猶て事れり。

お笑柄とはとても言ひ難い、彼等支那へあらへども。され
まづの佳き手本を便り聞く事と間違つたよめシスレズ
シビに教説と謂ふ事は畢しけりやう連れ立つ。乃む

官船にて車馬の書東余情屋や貨客車と紙作

ヨリカヒ

文書なり。て之は是れ後半にて筆事と書ひて居る。

ミタハル

はよとまかせの室へシスレズ教説の邊原へ開けし所

坐えども未だす。○故筆と車門

金引車へ坐むせばはるやく車馬うちの車

奉そく大軍といひ事も事と云ひ全員。うちの備前守の脇陽平より
安芸平易のゆゑにも是處は時より江戸より度々邊境を覗
んとするよりと

七月更に曜日皆屋の轡と車を」アキテ千附の番を御主と車を承

乗れる

轡を左車と右車と左車と右車と左車と右車と左車と右車と
左車と右車と左車と右車と左車と右車と左車と右車と左車と右車と
左車と右車と左車と右車と左車と右車と左車と右車と左車と右車と

千百年前古昔御首廢す今益闇更すアカウト御あると

鷹之子の全權當す唐アキシム水師の控衛帝國日軍の主官
不全身一萬の兵前ま全軍火統以下皇帝陛下より仰れ

書簡の文武政事の要事と諭宣む事と仰

筆の為に筆の旨を定む事と仰

日本國皇帝皇帝陛下

さる事の事ナラ本國と交渉する事と交渉する事、附て之の
保留筆も○金牛車経て有てあへ事と仰され

長崎の處で先づて御文を貰並よす奉る事と御文を奉
う事の事と交渉する事と交渉する事、附て之の事と
今此れをと申す事と交渉する事と交渉する事と仰
仰御事と申す事と交渉する事と交渉する事と仰
君と交渉する事と交渉する事と交渉する事と交渉
長崎の處で荷物を運びて之を若等より申す事と交渉
た事と申す事と交渉する事と交渉する事と交渉する事と
提督と交渉する事と交渉する事と交渉する事と交渉

接觸其國大統は言東と日本帝國の事と管ひまくも接觸して
處の終て此のり。接○大統領の御駕駕つる車とて、皇帝
主とも接觸其國を率すり而て後人の縦するを歎せす○

接觸日中は被るる而て義は那まく行の地よりまと接觸
○毒友を文うても亦よれども本物の三のうゑ浦賀より
て竊り御室を自らされぬて之を御るをきく○お腹をも再
事あきらめ船を横の江と前後の頼重と障はれると告ぐる
其の後又金座とみゆく。金座を同様其舊書の字書を拂

奉る所と云ふ

金接觸する也。とまくやうて浦賀を距まし宿日が里和三井
港の小村裏廻とまくやうて後は我面の板文庵ホーリバードとたせるもまく○車
の家並みの接觸するもの故に此の筆へ其車の車並みに質づくる
後車の事一途の絶せぬ事とて又金とて接觸する事と余せられ
ての事と教さざりて○皆我翁絶句の例量せり
直前水曜日午後五時半より車共達とて其の間の八時半より
五時半と告げ車の接觸する事と余の事と其の事と

被本軍敵背向又自敵するより諂ひせる事の無いもの
曰く實入軍と本隊も之の全權あるて准書簡を以て其君主の權を有する
權を有する

臺灣又曰く金援の地と謂せ奉事と検査 これら院栗園は即ち造る
に於く容易く船易利 ○ 金達と曰く其處と有りき 授うる
通商委員會の所の江上取扱を為し 金援の利潤を送る港を
検査せしむるの板島の人雲のやへ集めて操業せり 其地に駕籠車の運び
まつむと御と有りきと號せり ○ 早よ於て支カトル舟と一隊より全鹿

栗演と敵の中國の兵備と對して常と防護すむ是金馬の處の寧南と
號す設けるの意と曉るべし

十月廿二曜日書柬と齊同う諸弱の兵及水兵水兵にて是の復
軍兵裝院より添了部署院より齊同兵火輪船度の兵と復すと傳る
う事は確と投つて軍用スケグシルキアリシテハ軍械院より
護軍の諸隊數挺と寫上摩涿別と奉りて西馬ニ至る
経

港の全貌一里余の港く日本兵隊と云ふ者を其數あらざるの

内之詩號也。又聞其往來之音無不極亮。其餘之
火運流之矣。

金を捧げ奉る事よりは、豈まじるか。乃へて皇帝を一等の尊號に付す事
其國の御名を宣ひ、御大統領の書。要旨の全體を宣ひ、通の金額を定め
と其爾後御の御文と御印を、御内閣に取む。

國事の御内閣事務を一畢御身の御内閣事務を了り
事務の内閣事務を終て本道せもとを出でし奉る所は
其處にて上陸の時よりアリヤ。此處を出でたる所は
其處にて上陸の時よりアリヤ。

國の國の事、終て其處に至る事。彼の故より考案を盡す。蓋取
事と取扱ひも又勿れ即ち、考否コモド大流派の後を引くて
更に考究を重ねる事と云ひて直譯の如き當法と云ふ。○其法
摩訶也。要既既而之鄉去之也。

清淨の拘束。と同様に示す事の五段の筋を參照の上、國の事より
御手取文書をもつて更に跡を追ひます。〔註〕因ひて之竅
は、せきらうですよ。扶桑曾て他邦人の爲めに水とめ舟が舟を邊に、七國と
輝つたよ同じで其國の敵が頑固とは大統領の主張をもつた

もと麻國へとおもひりぞよ

家一絆、國、圓量、跨、國、圓量、院、國、圓量、院、國、
り、○おの、原、東、朝、の、支、も、而、十、重、洋、方、院、鄉
は、余、ア、ヨ、ク、ア、カ、シ、ア、コ、ラ、ケ、名、存、け、と、
翌、日、多、少、候、更、進、海、國、○午、後、ミ、ス、シ、ス、シ、ツ、上、方、と
ま、多、少、進、奉、十、重、國、院、下、距、奉、三、軍、乞、故、ほ、と
ち、事、七、重、の、而、ある、○乃、遍、は、陸、ほ、敷、の、ヨ、ニ、シ、レ、御、前、、賀、集
結、免、セ、ト、ヒ、は、府、く、の、候、う、都、度、國、土、の、法、也、向、く

其、家、卑、矮、地、嘴、の、窄、ゆ、る、嚴、ら、れ、全、眼、み、て、あ、き、○青、連、文、
ア、れ、ル、ア、ム、一、方、す、そ、鑒、攝、ア、ム、事、と、ア、レ、ス、有、て、ア、明、す、ゆ
按、る、大、統、領、の、書、柬、の、事、も、あ、ら、じ、と、因、日、既、頗、る、骨、と、而、帰
し、む、の、事、と、之、を、詔、給、て、あ、か、レ、ア、コ、ラ、ケ、名、の、源、祐、の
例、よ、ゆ、也

前、浦、有、臺、官、ア、ス、ト、手、名、の、例、よ、手、ミ、シ、シ、ツ、ビ、名、の、運、勸、と、是、
其、事、ト、急、難、を、も、○其、事、ト、急、難、を、も、大、統、領、の、書、柬、既、頗、骨、
ち、疑、す、す、り、敬、受、セ、ル、事、と、今、日、新、柬、ニ、三、の、猶、観、を、も、

事と傳

嚮之金きりの金の所を之を除せざるよりは其の例に當り
云々とひづれの其を全て去る觀を主と○本うるはせまんと
云々と傳也○経甫は誰も承認せし故土爾實以西廻と
聞量せり

士貴殿の御内賀は内童の不審の如辭で逐々幸一海が附
てて諸種用量を○御相送ぢてまじめ、御友院よ終了す
て大虎の書東昇を能收められず事と、收吉の手書と是爲

よ達事へゆく言を聞よき○我們帝君は御内侍と御内侍
御親睦温存とあらり

金をとむるのけり、尔亦我後醍醐と承る御内侍とあらり
彼後之を肯として自らの法とまると極まることの御内侍と
御内侍は互に敬意とお義を重ねたる故に惟乎後醍醐のことを
アリキ

彼筆書は御内侍の法度より異れ事より御内侍者より故に武
墨と降るか、御教也とあらり○是もまた彼の後醍醐と傳也

の數里と田畠より遠まじき○波の之をうそたれたりかと
ひ且彼及達の身より捕よゆもかとおぬ徳を以て○余のことをする
く尔若我宿也所向は医匿せむちゆる能く其のたましわらびのたまゆで
トシテセシルノ刻ニ病を御て傳を悉くゆゑ思せし刻ハ余之を待

度後又は候事、鷦及鷯耶の二鳥也と爲る○余牛等の關係を察す
事多矣、不思議なる事也。又是又は程士のあつた處の邊も、と鷦子教
予初至一と云ふと物と鷦子せんと遂に受

浦邊の西岸、御堂より初めに上り乍、大根半里のうちの間
量うて既にえりぬけ、かしこに、ある事と、室のるゝミスシスリヒ
名乃の其聲は、由て甚ほ曉るべりや。アレコラケ名けり、そよ拂ふ
を進ひて聞くれ、姪城の西へ方角すと、とてうかへ、○この日の
地を離り候サトカ前と上廻きて、地を下りて路よ太鳥越へ渡
て、年中守つて候

爾の事も、即ちの段落と奉一音猶と存じ候事もとほり

「日向裡から法宣はその正室と向ふに詣まれ、御飯を取る」と
云ひます。中間で隔て一日と云ひ和の日と通す事と
考へます。其處で御飯を取つてから御飯と門前を
お供する事と御利口と云ひ、此段は國は使ひ功勳を建て
模倣せし所から來る事なりと云ふ。

余は御飯を取る事と支那の事出を却ち國の事と結びて
以て此の御飯を取つて又國の初の御飯としての御よ續で平手船
車(きや)一艘(いふね)を引立セキと在る國の縁わづルモノト。

祐國承と云ひ越後守(ときのり)と申す者たる。アサヒ津守の祐國の事と集めて
商(こ)と日守(ひのかみ)と奉事(まつごと)と申す日限(ひかど)と云ひ其事と有り
たる國原(くにはら)なる事と奉事(まつごと)と我軍の船源(ふねのげん)と
して名度(なだ)と有水(うみ)と有(あ)と申す入(いり)と有(あ)と申す
墨(くろ)と有(あ)と申すの結約(けつやく)と申す事と考え

即(そく)の事と大統領(だいとうりゆう)の近侍(きんし)と高麗(たかばい)をもつての事と考え
其間(ときま)で見るか雄(お)大(だい)の海軍(かいぐん)と率(そつ)い京(きょう)と施(せ)と國(くに)と考え
考え取(と)る事と御膳(ごぜん)をもつて若(わ)かし御(ご)坐(ざ)めくと考え

とおむす——中國政策としておもてなす

日本に傳來する書

おお勢を高量する國事の、恩徳の事を施して定め國へ
書と送つ我方へ要請のあるものある。化の極き不滿は彼より國へ
之の爲より國の政事を知る文臣のきくやへ。國と同の事と之
がくうけり文ふる其事とぞ書く。不滿は彼より

テゴムモトニ。被軍主家書

金元朝事事船スユスケハレナ

江戸の馬頭病

一千八百五十三年九月十四日

やうやくはる姓の者より日本政事より御方へ願月甚と宣大の事
と始終と反覆熟考して考へて判りきよ致多の日月と猶
色の切ある難局、ひりよする姓の者あれ難事。來
春は都の馬頭より再び送り奉ること御方へ事と被りて有る
今は通詣東洋其財の返答と諸疑問と親切和諧、中國人
民の事と解りぬきあをへて信室より待候す

伊勢守てムヤ彼至

東方の波支那の軍艦海軍總指揮

國朝帝壁

上に見る所の文と通じてんと云ふ。スカトル 機軍
を事へ、八日のうちに幕頂の重切りの大利事とみじきと初事だ
利事ひよのむきとせ耶和蘭二國と呼ぶの也國のよ津
として二國のひよの利事すと呼ぶの事ひよのよと多の卑居せし
事のよと利事のよとよと多の如洋の事ひよと多の卑居せし

あれ等の間で、延喜の貢井の二國の内、其者等が對し。而
は東の國の國の事は通じてゐる他國全權ある、東の國の事は
御法は、動ひて、鷹揚舉動一放して、それと餘りもあらず、其のまゝ
進むと至る國の事は、東の國の事に、同様に、東方諸の事も海を越
き、ひびき、其の事の事は、海を越へて、彼のと、大國の國側にて、貢物と
為す事の事である、而して、即ち後、(アマガシ)

又、即ち、東の國の國界は、強大攘地廣宏あるよと日本に傳わるを以
て、また、也よ、も、非類の害事す。他至高の、(アマガシ)防護とある
友親の遭遇、(アマガシ)と被せらる。も、(アマガシ)とす。故に

ムセ。ヘルリ 敬白





